

## 「東御市民活動団体登録制度」実施要領

### 1. 趣旨

市では、市民活動団体（ボランティア団体、NPO法人含む）など東御市内で活動する市民活動団体への支援及び市民の社会貢献活動への機会を広げることを目的として、市民活動団体の登録制度をはじめました。

これは、市民活動団体の情報（団体名、代表者名、所在地、会員数、活動内容、団体のPRなど）を市に登録していただき、その内容を市ホームページで紹介することによって、団体のPRや活動範囲（会員）の拡大、団体同士の連携などに役立ててもらおうとするものです。

### 2. 対象団体

登録することができる団体は、次の要件に該当する団体とします。

- (1) 東御市内に事務所、住所を有し東御市内を中心に活動する団体であること
- (2) 公益的活動を行う団体であること
- (3) 個人の趣味的な活動を目的としない団体であること
- (4) 政治活動、宗教活動、選挙活動及び営利活動を目的としない団体であること

### 3. 登録の申込

登録は対象団体に該当し、次の要件を満たすことが必要となります。

- (1) 市民活動団体登録申請書の提出があった団体とします
- (2) 団体への問合せ等は直接登録団体が対応していただきます

\*申請のあった団体の情報は、集計等のデータ処理したうえで公開となります

### 4. 登録の変更

登録団体の登録事項の変更は、変更申請書の提出により行います。

### 5. 登録の抹消

申請書の不受理及び登録の抹消は次の事由により行います。

- (1) 申請書の内容に虚偽が確認されたとき
- (2) 対象団体の要件に該当しなくなったとき
- (3) 抹消申請書の提出があったとき
- (4) その他取消しを必要とする事由が生じたとき

### 6. 庶務

登録に関する庶務は、地域づくり支援室において処理します。

(平成19年9月施行)